

表彰規程

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この規程は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）が設ける、粉体工学会功績賞、粉体工学論文賞、粉体工学会 APT Distinguished Paper Award、粉体工学会研究奨励賞、粉体工学会 BP 賞、粉体工学会技術賞、粉体工学会学術貢献賞、粉体工学会井伊谷賞および粉体工学会 APT Outstanding International Contribution Award に関する事項を定めるものである。

2. 粉体工学会功績賞

- 1) 功績賞は本会の学会活動、学会誌、集会行事などを通じて粉体工学の発展に顕著な貢献があつたと認められた本会会員（個人）に授与する。
- 2) 功績賞受賞候補者は、功績賞推薦委員会が理事会に推薦する。
- 3) 功績賞推薦委員会の委員長は表彰委員会委員長が兼務する。功績賞推薦委員会委員は、会長と功績賞推薦委員会委員長の合議で指名する。
- 4) 受賞者には賞状および副賞を贈呈する。
- 5) 表彰は毎年度1回、原則として1名を対象として行う。該当者がいる場合はこれを行わない。
- 6) 理事会は功績賞推薦委員会の報告にもとづき、審議の上、受賞者を決定する。

3. 粉体工学会論文賞

- 1) 粉体工学会論文賞（以下、論文賞という）は、本会会誌に掲載された研究論文、技術論文および研究ノート（以下、論文という）を対象とする。
- 2) 論文賞は学術に寄与するところの大きい論文の著者、従来の研究業績に著しい進歩を与えたことが認められた論文の著者および発表論文に格段の努力の認められた著者に贈呈し、学術の研究発展を奨励することを目的とする。
- 3) 賞の対象となる論文は、表彰を行う年度の前年度末までの2年間に掲載された論文とする。
- 4) 受賞者には賞状および副賞を贈呈する。
- 5) 表彰は毎年度1回、原則として1件の論文の著者を対象として行う。該当論文がない場合はこれを行わない。
- 6) 本賞の審査は、表彰委員会の実行組織である論文賞等審査委員会が行う。審査委員は、表彰委員長が和文誌及び英文誌の編集委員の中から指名し、審査委員長は審査委員の中から互選で決める。審査委員長は受賞対象候補論文の専門に応じて、本会会員の中からも若干名の審査委員を委嘱することができる。
- 7) 論文賞等審査委員会は推薦論文について、審査結果を理事会に報告する。
- 8) 理事会は論文賞等審査委員会の報告にもとづき、審議の上、受賞論文を決定する。

4. 粉体工学会 APT Distinguished Paper Award

- 1) 粉体工学会 APT Distinguished Paper Award（以下、APT 賞という）は、本会英文誌 Advanced Powder Technology に掲載された Original Research Paper と Rapid Communication を対象とする。
- 2) APT 賞は、第3項で定める期間内に発表された対象論文の中から最も優れた論文の著者に贈呈し、その栄誉を讃えることを目的とする。
- 3) 賞の対象となる論文は、著者に粉体工学会の会員を1名以上含み、表彰を行う年度の前年度末までの1年間に掲載された論文とする。
- 4) 受賞者には賞状および副賞を贈呈する。
- 5) 表彰は毎年度1回、原則として2論文以内の著者を対象として行う。該当論文がない場合はこれを行わない。

- 6) 本賞の審査は、表彰委員会の実行組織である論文賞等審査委員会が行う。審査委員は、表彰委員長が和文誌及び英文誌の編集委員の中から指名し、審査委員長は審査委員の中から互選で決める。審査委員長は受賞対象候補論文の専門に応じて、本会会員の中からも若干名の審査委員を委嘱することができる
- 7) 論文賞等審査委員会は推薦論文について、審査結果を理事会に報告する。
- 8) 理事会は論文賞等審査委員会の報告にもとづき、審議の上、受賞論文を決定する。

5. 粉体工学会研究奨励賞

- 1) 粉体工学会研究奨励賞（以下、研究奨励賞という）は独創性の高い研究によって将来が特に期待されると認められる若手の研究者（個人）に授与する。受賞対象者はその年齢が表彰を行う年度の3月31日の時点で36才未満であり、粉体工学会の会員であることを条件とする。
- 2) 審査は和文誌に掲載された論文と研究ノート（但し2011年度までは寄書）、英文誌に掲載されたOriginal Research PaperとRapid Communicationの内容、および粉体工学会への寄与等を判定材料とする。論文は共著のものであっても差し支えない。
- 3) 表彰は毎年度1回、原則として1名を対象として行う。該当者がいる場合はこれを行わない。
- 4) 受賞者には賞状および副賞を贈呈する。
- 5) 本賞の審査は論文賞と同じ論文賞等審査委員会が行い、審査結果を理事会に報告する。
- 6) 理事会は論文賞等審査委員会の報告にもとづき、審議の上、受賞者を決定する。

6. 粉体工学会 BP（ベストプレゼンテーション及びベストポスター）賞

- 1) BP（ベストプレゼンテーション及びベストポスター）賞は本会の春期および秋期研究発表会において発表の内容および方法がとくに優れていたと認められた者（個人）に授与する。受賞対象者はその年齢が表彰を行う年度の3月31日の時点で36才未満であることを条件とする。
- 2) 本賞の審査は、表彰委員長と企画委員長の合議で決定したBP賞審査委員長によって指名された審査委員からなるBP賞審査委員会が行う。審査方法はBP賞審査委員長が決定し、審査結果を表彰委員長または企画委員長のいずれかに報告する。
- 3) 受賞者には、賞状および副賞を贈呈する。

7. 粉体工学会技術賞

- 1) 粉体工学会技術賞（以下、技術賞という）は本会の秋期研究発表会において、発表の内容および方法が特に優れていたと認められた団体に授与する。
- 2) 本賞の審査は、表彰委員長と企画委員長の合議で決定した技術賞審査委員長によって指名された審査委員からなる技術賞審査委員会が行う。審査方法は技術賞審査委員長が決定し、審査結果を表彰委員長または企画委員長のいずれかに報告する。
- 3) 受賞団体には賞状および副賞を贈呈する。

8. 粉体工学会学術貢献賞

- 1) 本会の趣旨に賛同し、粉体工学の発展を願う企業の寄附による粉体工学会学術貢献賞（以下、学術貢献賞という）を設けることができる。寄附の申請方法は別に定める。
- 2) 学術貢献賞は本会の学会活動、学会誌、集会行事などにおける研究発表等を通じて粉体工学の発展に顕著な貢献があったと認められた者（個人）に授与する。
- 3) 学術貢献賞の対象分野は、寄附を行う企業の意向によって限定することができる。
- 4) 学術貢献賞には、寄附を行う企業の意向によって企業名などを冠することができるが、学術団体としての粉体工学会の尊厳を損なうものであってはならない。
- 5) 本賞の審査は、会長と表彰委員会委員長の合議によって、受賞対象分野の専門に応じて指名された審査委員からなる学術貢献賞審査委員会が行う。委員長は、表彰委員会委員長が兼務する。

- 6) 学術貢献賞審査委員会は広く会員から候補者を選考して業績に基づき審査し、結果を理事会に報告する。
- 7) 理事会は学術貢献賞審査委員会の報告にもとづき、審議の上、受賞者を決定する。

9. 粉体工学会井伊谷賞

- 1) 粉体工学会井伊谷賞（以下、井伊谷賞という）は粉体工学の進歩および同分野における日本と諸外国との間の国際交流に著しく貢献した研究者・技術者に授与する。
- 2) 本賞の審査は理事会によって決定された委員長と委員若干名によって構成される井伊谷賞委員会が行う。
- 3) 受賞対象者は会員・非会員、日本人・外国人を問わない。
- 4) 井伊谷賞委員会は広く会員から受賞候補者の推薦を求める。
- 5) 井伊谷賞委員会は候補者の業績に基づき審査し、審査結果を理事会に報告する。
- 6) 理事会は井伊谷賞審査委員会の報告にもとづき、審議の上、受賞者を決定する。

10. 粉体工学会 APT Outstanding International Contribution Award

- 1) 粉体工学会 APT Outstanding International Contribution Award は、本会英文誌編集委員もしくは査読者（Reviewer）として英文誌の論文審査に関わり、その優れた審査実績により、顕著な貢献があったと認められた者（個人）に授与する。
- 2) 審査は当該の1年間に審査を完了した論文の審査件数、審査日数、提出された審査の内容などを判定材料とする。ただし、最終判定が Out-of-Scope: Reject の論文は審査件数外とする。
- 3) 表彰は毎年度1回、原則として英文誌編集委員および査読者（Reviewer）それぞれ原則として3名を対象とする。受賞者は、受賞当該年の翌年から3年間は受賞対象外とする。
- 4) 受賞者には賞状および副賞を贈呈する。
- 5) 本賞は、英文誌編集委員長および編集副委員長が候補者を選出し、理事会は英文誌編集委員会の報告にもとづき、審議の上、受賞者を決定する。

(附則)

この規程は、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

(付記)

平成30年2月17日 制定（理事会承認）
平成30年4月7日 改定（理事会承認）
平成30年9月1日 改定（理事会承認）
令和2年3月28日 改定（理事会承認）
令和4年9月10日 改定（理事会承認）